

③-2 保管場所使用承諾証明書

『使用者』の住所と、登録名義人の印鑑証明住所が異なる場合

・ 駐車場（土地）の所有者様または管理会社様へ **作成をご依頼ください**

管轄の警察署へ提出する書類となりますので **必ず赤枠内すべて記入が必要です**

保管場所使用承諾証明書		警察署長提出用	
保管場所の位置	(1) 多摩市関戸55-1	駐車場の名称	多摩第1駐車場
		駐車位置番号	第20号
使用者	(2) 〒(197-0023) 多摩市関戸48-3 氏名 西 時 男 電話 042(123)4567	「使用する拠点」の住所	
使用期間	(3) ○年7月1日 △年6月30日 日まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。			
令和 ○年7月1日			
(4) 〒(197-0004) 住所 多摩市桜ヶ丘4126 氏名 玉野不動産 株式会社 電話 042-456-1234			

備考 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。

* 土地の所有者様・管理会社様発行の専用書類でも可、但し枠内すべての記入が必要

(1) 実際に車を停める駐車場の住所（名称・駐車位置番号）

(2) 実際に車を使用する拠点となる住所（自動車の使用の本拠の位置）と登録名義人の氏名（法人の場合は会社名）・電話番号



注意 使用する拠点が埼玉県の場合は、登録名義人の印鑑証明書と同じ住所を記入

(3) 駐車場の契約期間

* 期間の定めが無い場合、記入日から1年間の日付を記入

(4) 駐車場（土地）の所有者様または管理会社様の住所・氏名・電話番号



注意

「自動車の使用の本拠の位置」と現住所が異なる場合、

公共料金の領収書のコピー、または消印のある郵便物のコピーが必要 次ページ参照

『自動車の使用の本拠の位置』が印鑑証明住所と異なる場合は下記の書類が必要

・㊦または㊩、どちらか1枚必要

㊦公共料金（電気・ガス・水道）の**領収書**のコピー（発行日から2ヶ月以内）

㊩消印のある郵便物のコピー（消印の日付が2ヶ月以内）

＜㊦公共料金領収書の例＞

「使用の本拠」の住所が記載されている

東京都××市
△△1丁目20番地
ABC 株式会社

水道料金納入通知書

発行日 令和 ○ 年 4 月 10 日

領収印が押されている

領収 00.5.10

水道料金納入通知書

発行日 令和 ○ 年 4 月 10 日

発行日から2ヶ月以内

＜㊩消印のある郵便物の例＞

東京都××市△△1丁目20番地
ABC 株式会社 御中

消印の日付が2ヶ月以内で、
「使用の本拠」の住所が記載されている

東京都××市△△1丁目20番地
ABC 株式会社 御中



注意

個人名義で「自動車の使用の本拠の位置」と印鑑証明住所が異なる登録をする場合、管轄の警察署によって認められない場合もあります